

府中市子ども計画（仮称）の策定方針について

1 概要

現在の「第2次府中市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和6年度末で終了することから、次期計画を策定するもの。

なお、令和5年4月に施行された子ども基本法により令和5年12月22日に閣議決定された国で定める「子ども大綱」等を勘案して、市の子ども施策についての計画（市町村子ども計画）を定めることが努力義務化された。そこで、これまでの本市の子ども・子育て支援事業計画の体系を見直し、新たに「府中市子ども計画（仮称）」を策定するもの。

2 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

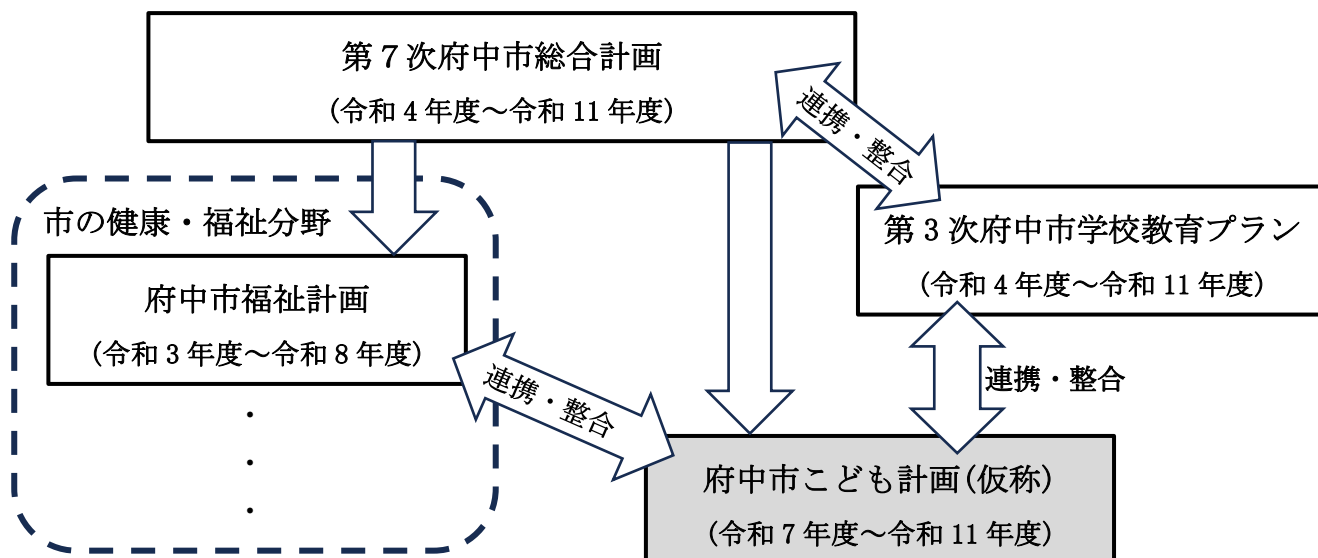
3 計画体系

	現体系	新体系
計画名	第2次府中市子ども・子育て支援計画（令和2年度～令和6年度）	府中市子ども計画（仮称）
根拠法	子ども・子育て支援法の市町村子ども・子育て支援事業計画（計画策定は義務）	子ども基本法の市町村子ども計画（計画策定は努力義務）
体系内容	<p>■府中市子ども・子育て支援計画 ※以下の内容を包括した計画</p> <p>① 市町村子ども・子育て支援事業計画</p> <p>② 市町村行動計画（次世代育成支援対策に関する計画）</p> <p>③ 市町村整備計画（保育所等の整備に関する計画）</p> <p>④ 自立促進計画（母子家庭等の自立促進に関する計画）</p> <p>⑤ 市町村行動計画</p> <p>⑥ 母子保健計画</p> <p style="text-align: center;">新たに追加する内容</p> <p>■府中市子どもの未来応援基本方針 ①子どもの貧困対策に関する市の基本的な方針</p>	<p>■府中市子ども計画（仮称） ※以下の内容を包括する計画</p> <p>① 市町村子ども・子育て支援事業計画</p> <p>② 市町村行動計画（次世代育成支援対策に関する計画）</p> <p>③ 市町村整備計画（保育所等の整備に関する計画）</p> <p>④ 自立促進計画（母子家庭等の自立促進に関する計画）</p> <p>⑤ 市町村行動計画</p> <p>⑥ 母子保健計画</p> <p>⑦ 成育医療等基本方針に基づく計画</p> <p>⑧ 子供・若者計画</p> <p>⑨ 少子化社会対策</p> <p>⑩ <u>子どもの貧困対策計画</u></p> <p style="text-align: center;">府中市子ども計画(仮称)に統合</p>

4 府中市こども計画（仮称）の位置づけ

本計画は、「第7次府中市総合計画」を上位計画とした子ども・子育て支援施策に関する行政分野計画として策定する。また、子ども・子育て支援施策に関する、本市の健康・福祉分野を始めとした関連計画と連携・整合を図るとともに、本市教育委員会で策定している「府中市学校教育プラン」とも連携・整合を図るものとする。

■位置づけの関係図



5 事務局の体系

見直し前（現行）	見直し後
子ども家庭部長 子ども家庭部 子育て応援課 子ども家庭支援課 保育支援課 児童青少年課 福祉保健部 障害者福祉課 教育部 学務保健課	子ども家庭部長 子ども家庭部 子育て応援課 子ども家庭支援課 保育支援課 児童青少年課 福祉保健部 <u>生活福祉課</u> 障害者福祉課 教育部 <u>教育総務課</u> 学務保健課 <u>指導室</u>

6 こども基本法における市町村こども計画の位置づけ

(1) こども大綱（こども基本法第9条より抜粋）

政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（こども大綱）を定めなければならない。「少子化社会対策大綱」「子ども・若者育成支援推進大綱」「子どもの貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」に一元化される。

(2) 都道府県子ども計画、市町村子ども計画（子ども基本法第10条より抜粋）

都道府県は、「子ども大綱」を勘案し「都道府県子ども計画」を、市町村は、「子ども大綱」及び「都道府県子ども計画（定められている場合）」を勘案し「市町村子ども計画」を定めるよう努めるものとする（努力義務）。

市町村子ども計画は、各種法令の規定により市町村が作成する計画であって、子ども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。